

沿岸広域振興局長告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年7月5日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351100029	釜石市すくすく親子教室	釜石市上中島町三丁目5番17号	釜石市	令和4年7月5日